

高知県公立学校情報機器整備事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 高知県公立学校情報機器整備事業費補助金（以下「補助金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この要綱は、GIGAスクール構想加速化基金管理運営要領（令和6年1月29日文科科学省初等中等教育局長決定。以下「運営要領」という。）第6（1）に基づき、市町村等（情報機器をリース契約により都道府県または市町村に提供する民間事業者を含む。以下「補助事業者」という。）が実施する公立学校情報機器等整備事業（以下「整備事業」という。）に要する経費につき、高知県公立学校情報機器整備基金を活用して、補助金を交付するために必要な事項を定め、もって公立学校の学習者用コンピュータ等の情報機器等の整備を円滑に実施することを目的とする。

(交付の対象及び算定割合)

- 第3条 補助金対象事業は、運営要領第3（1）に基づいて補助事業者が行う整備事業とする。
- 2 補助金の対象経費は、運営要領別添の第3（1-1）又は（1-2）並びに（2）においてそれぞれ定められている対象経費とする。
 - 3 補助金の額は、運営要領別添の第3（1）又は（2）の定めに基づいて算定する。ただし、運営要領別添の第3（1）に定める事業に係る補助金の額は、運営要領第2（3）①アで定める事業計画の範囲内で交付するものとする。
 - 4 高知県教育長は、別途実施する需要調査の結果に基づき、必要に応じて市町村ごとに補助金額の上限を提示することができる。

(交付の申請)

- 第4条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、交付申請書（別記様式1-1～3）に関係書類を添えて、別に定める期日までに高知県教育長に提出するものとする。
- 2 前項の場合において、市町村及び民間事業者がリース契約により共同で整備事業を実施する場合は、市町村及び民間事業者が共同で申請を行うものとする。
 - 3 前項に規定する補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た

金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)に相当する額を減額して申請しなければならない。ただし、補助金の交付の申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の決定)

第5条 高知県教育長は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の決定をしたときは、交付決定通知書(別記様式2-1~3)により速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を交付の申請をした者に通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが別表1に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

2 高知県教育長は、前項の交付の決定を行うに当たっては、前条第3項本文の規定により補助金に係る消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して補助金の交付の申請がなされたものについては、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して交付の決定を行うものとする。

(申請の取下げ)

第6条 補助事業者は、前条の交付決定の内容又はこれに付した条件に異議のあるときは、交付決定の通知を受けた日の翌日から起算して30日以内に、申請取下書(別記様式3-1~3)により、申請の取下げをすることができる。

(事情変更による決定の取消し等)

第7条 高知県教育長は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

(交付決定内容の変更)

第8条 補助事業者が交付の決定の内容を変更しようとする場合には、内容変更承認申請書(別記様式4-1~3)により、高知県教育長の承認を受けなければならない。ただし、運営要領別添に掲げる第3(1)と(2)との相互間における増減であって、それぞれの配分額のいずれか低い額の20パーセント以内の軽微な変更を除く。

2 高知県教育長は、前項の承認をしたときは、速やかにその変更の内容を交付決定内容変更承認通知書(別記様式5-1~3)により補助事業者に通知するものとする。

(事業の中止又は廃止)

第9条 補助事業者は、整備事業を中止し、又は廃止しようとするときは、事業中止(廃止)承認申請書(別記様式6-1~3)により、あらかじめ高知

県教育長の承認を受けなければならない。

- 2 高知県教育長は、前項の承認をしたときは、速やかにその内容を事業中止（廃止）承認通知書（別記様式7-1～3）により補助事業者へ通知するものとする。

（事業の遅延報告）

第10条 補助事業者は、整備事業が予定の期間内に完了しない場合又は遂行が困難となった場合においては、速やかにその理由及び遂行の見通しを事業遅延報告書（別記様式8-1～3）により、高知県教育長に報告しなければならない。

（状況報告）

第11条 高知県教育長は整備事業の円滑適正な遂行を図るため、必要があると認められるときは、その遂行状況に関し、市町村に報告を求めることができる。

（事業の遂行命令）

第12条 前2条の規定による報告、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、整備事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認められるときは、高知県教育長は、補助事業者に対しこれらに従って当該事業を遂行すべきことを命じることがある。

- 2 補助事業者がこの命令に違反したときは、高知県教育長は、補助事業者に対し、補助事業の一時停止を命ずることができる。

（実績報告）

第13条 補助事業者は、事業が完了したときは、事業完了実績報告書（別記様式9-1～3）に関係書類を添付して、補助事業の完了の日の翌日から起算して30日以内に、高知県教育長に実績を報告しなければならない。また、第9条の規定により、高知県教育長から事業の廃止の承認を受けた場合も、また同様とする。

- 2 補助事業者は、整備事業が完了せずに補助金の交付の決定をした日の属する高知県の会計年度が終了した場合は、翌会計年度に行う整備事業に関する計画を記載した資料を添付し、当該年度の翌年度の4月10日までに年度終了実績報告書（別記様式10-1～3）を高知県教育長に提出しなければならない。
- 3 補助事業者は、第1項に規定する実績報告書を提出するに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して実績報告書を高知県教育長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第14条 高知県教育長は、前条に規定する実績報告の審査、必要に応じて行う現地調査等により、その報告に整備事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、交付額確定通知書（別記様式11-1～3）により補助事業者に通知するものとする。

2 補助金は、補助金の額を確定した後に交付するものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第15条 補助事業者は、補助金の交付の申請時において補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものであって、整備事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により当該消費税等仕入控除税額が確定した場合には、速やかに消費税等仕入控除税額確定報告書（別記様式12）を高知県教育長に提出しなければならない。

2 高知県教育長は、前項の報告書の提出があった場合には、交付額確定及び返還命令書（別記様式13）により当該消費税等仕入控除税額に相当する額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(補助金の請求)

第16条 補助事業者は、第14条の規定による補助金交付額確定通知書を受けたときは、補助金交付請求書（別記様式14-1～3）を別に定める期日までに高知県教育長に提出しなければならない。

(是正のための措置)

第17条 第14条の規定による調査の結果、事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、高知県教育長は、これに適合させるための処置をとるべきことを命ずることがある。

2 第13条の規定は、前項の命令により補助事業者が必要な処置をした場合について準用する。

(交付決定の取消し)

第18条 高知県教育長は、補助事業者が次各号のいずれかに該当すると認める場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他法令又はこの要綱に基づく命令に違反したとき。

2 高知県教育長は、前項の規定により交付の決定の全部又は一部の取消を行ったときは、速やかに交付決定取消（変更）通知書（別記様式15-1～3）により補助事業者に通知するものとする。

3 第1項の規定は、第14条により交付すべき補助金の額を確定した後においても適用する。

(補助金の返還)

第19条 高知県教育長は、次の各号に掲げる事項に該当するときは、期限を定めて当該補助金の全部又は一部の返還を命じる。

- (1) 前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、整備事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているとき。
- (2) 第14条の規定により交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているとき。

(加算金及び延滞金)

第20条 補助事業者等は、第18条第1項の規定に基づく交付の決定の取消しに係る補助金等の返還を命ぜられたときは、当該命令に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該返還を命ぜられた補助金等の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

- 2 補助金等が2回以上に分けて交付されている場合における前項の規定の適用については、返還を命ぜられた額に相当する補助金等は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命ぜられた額がその日を受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日において受領したものとする。
- 3 第1項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、補助事業者等の納付した金額が返還を命ぜられた補助金等の額に達するまでは、その納付額は、まず当該返還を命ぜられた補助金等の額に充てられたものとする。
- 4 補助事業者等は、補助金等の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。
- 5 前項の規定により延滞金を納付しなければならない場合において、返還を命ぜられた補助金等の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、当該納付額を控除した額によるものとする。
- 6 第1項又は第4項の規定による加算金又は延滞金の額を計算する場合における年当たりの割合は、閏(じゅん)年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。
- 7 高知県教育長は、特にやむを得ない事由があると認めるときは、第1項の規定による加算金又は第4項の規定による延滞金について当該各項に規定する割合と異なる割合を定めることができる。

(他の補助金等の一時停止)

第21条 補助事業者が、補助金の返還を命じられたにもかかわらず当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、他に同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、高知県教育長は、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺するものとする。

(善管注意義務等)

第22条 整備事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

(取得財産の処分の禁止等)

第23条 整備事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに整備事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数を経過するまで、この整備事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。ただし、高知県教育長の承認を受けた場合はこの限りでない。

(取得財産の処分に係る収入の取扱い)

第24条 前条の規定により、高知県教育長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(補助金の経理)

第25条 補助事業者は、整備事業の経理について、整備事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を帳簿によって明らかにしておくとともに、当該帳簿及び収支に関する証拠書類を整備事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかななければならない。

(その他)

第26条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の取扱いに関し必要な事項は、その都度別に定めるものとする。

附 則

- 1 この交付要綱は、令和6年5月22日から施行する。
- 2 この交付要綱は、令和11年5月31日限り、その効力を失う。ただし、第15条及び第18条並びに第25条の規程については、同日以降もなおその効力を有する。

別表1（第5条第1項関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者を行い、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。